

## ボランティア保険でよくある質問

2022 年 4 月 1 日一部修正

2020 年 4 月 1 日一部修正

2020 年 2 月 28 日改定

2017 年 12 月 28 日改定

2013 年 7 月 29 日制定

| 区分   | 質問                                  | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者  | 保全協会の会員でないと保険対象にはならないのですか？          | 保全協会の会員でなくても、保全協会が主催・共催する事業・行事に 参加される場合は保険対象となりますが、保全協会が主催・共催していない事業・行事に参加されても保険対象にはなりません。念のため参加される場合は、ご自分が保険の対象になっているかどうかご確認ください。活動グループのメンバーなどで独自に行く自然学習会や旅行などは対象になりません。                                                                                                         |
|      | 保険対象になるにはどうしたらよいのですか？               | 次の 2 つの場合に分かれます。<br>（ア）各グループのスタッフ、講座開始時の受講生の皆さんなどは、年度初めまたは講座開始時に氏名を登録します。途中で追加があった場合は、その都度ご連絡いただくか、年度末にまとめて登録していただいても結構です。（イ）観察会などその都度参加される一般の方は、行事などの主催グループが参加者一覧表（＝出席者受付名簿）に記入された参加者数を把握し行事後に保全協会事務局に報告して頂くことになります。（ア）（イ）いずれも各グループが取り纏め登録および報告します。                              |
|      | 乳幼児（3 歳未満）の保険はどうするのですか？             | 主催者は、乳幼児も含め参加される全員を保険の対象にして下さい。そのために、出席者受付名簿に記載してください。                                                                                                                                                                                                                            |
| 保険料  | 保険料はいつ、いくら支払うのです か？                 | 保険料は、保全協会が保険会社と 1 年間のおよその参加者数とその保 険料の見込み概算で契約（包括契約）しており、4 月の年度初めに 1 年間の保険料を先払いし、年度末に精算します。スタッフ・講座受講生等の保険料は 1 名につき年間 300 円を年度末に支払って頂きます。都度参加される方（行事の一般参加者等）については、1 名 1 回につき 30 円を年度末にまとめて支払って頂きます。いずれも、各グループが取り纏め保全協会事務局に支払います。尚、行事に参加される方の保険料の負担は、当該行事の参加費の中に保険料が含まれている場合がほとんどです。 |
|      | 複数のグループなどでスタッフなどを兼任している場合はどうするのですか？ | ダブって保険料を支払う必要はありません。どれかのグループで登録してください。そのことを兼任している全部のグループに伝えておいてください。スタッフで登録されている方でも、保全協会主催の他の行事などに、参加者として参加する場合は参加者保険料が必要です。                                                                                                                                                      |
| 対象活動 | どんなものが保険対象に含まれますか？                  | 行事に参加される方々が、行事参加中において偶然に生じた、                                                                                                                                                                                                                                                      |

|       |                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 範囲    |                                                                 | 傷害事故、賠償責任事故が対象となります。詳しくは保険概要書の第1項主旨、第2項ボランティア行事保険対象の行事をご参照ください。                                                                                                                                                                                                  |
|       | 行事への往復路、休憩中の怪我也保険対象となりますか？                                      | 活動中のみでなく、原則、行事への往復路、休憩中の怪我也保険対象となります。ただし、行事参加の目的と違った寄り道などは対象になりません。                                                                                                                                                                                              |
|       | 下見や打ち合わせ会合なども保険対象になりますか？                                        | 本番のみでなく、原則、下見や打ち合わせ会合なども保険対象となります。<br>ただし、打ち上げなどは保険対象にはなりません。                                                                                                                                                                                                    |
|       | 前項2つの質問の答えに「原則」とされていますが、対象にされないケースはどのようなことですか？                  | 保険対象にならないものとしては、保険加入者自身の故意による事故、地震・噴火・津波などの天災による事故などです。詳しくは保険説明書の3項「本制度によるボランティア活動等行事で対象にならない事故の主なもの」をご参照ください。                                                                                                                                                   |
|       | 突然の雨で木の下に逃げこんだら雷に当たられました。保険対象になりますか？                            | 前項のとおり、天災による事故は保険対象にはなりません。                                                                                                                                                                                                                                      |
|       | 活動により持病が悪化した場合は保険対象になりますか？                                      | 腰痛・膝痛・肩痛などの持病の悪化は対象になりません。対象となる怪我は行事参加中において「偶発」に生じた傷害事故であることです。                                                                                                                                                                                                  |
|       | 発症したもので適用されないものは？                                               | 適応されないものとしては、持病、脳疾患、心身喪失、食中毒、ムチウチ症、腰痛などがあります。                                                                                                                                                                                                                    |
|       | 活動グループのメンバーなどで独自に行う観察会、学習会、旅行、忘年会など、また同期会や期をまたがった親睦行事は対象となりますか？ | 左記の事例は親睦会的な行事であり、ボランティア行事ではないと見なされ、保険適用の対象外となります。                                                                                                                                                                                                                |
|       | 動力機器による事故による怪我也対象となりますか？                                        | 電動ノコギリ、チェーンソーや刈り払機などの動力機器による事故には保険金が適用されません。<br>協会としては、そのような動力機器での事故についての保険対応は種々調査の結果、「スポーツ安全保険」が有効と考えています、この保険は、「公益財団法人スポーツ安全協会」が損害保険各社と作り上げたものです、詳細は当該協会のホームページをご参照ください。                                                                                       |
| 事故の連絡 | 事故があった場合、いつ連絡すれば良いのですか？                                         | 事故が起こった場合は、まず危険防止や応急措置などの安全確保を最優先にしてください。必要な場合は警察・消防・市町村などへの連絡をお願いします。<br>その後なるべく早くグループの代表者または事故に遭われた本人から、保全協会事務局へ状況報告して頂き、事務局の指示に従ってください。（事務局で保険対象の可否を連絡し、いずれの場合でも別途事故報告書を1週間以内に提出頂くことになります。）類似事故を再発させないために、保全協会のグループに個人情報となる項目を避けて事故情報を連絡しますので、ご理解とご協力をお願いします。 |
|       | 行事中には気がつかなかったのですが帰宅後痛みが出てきて、通院など                                | ご本人から行事主催者に連絡をしてください。連絡を受けた行事主催者は保全協会事務局に報告して頂き、事務局の指示                                                                                                                                                                                                           |

|      |                                         |                                                                                                                                      |
|------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | した場合はどうすればよいですか？                        | に従ってください。<br>尚、行事主催者は行事最後に参加者とふりかえりをする中で、行事中に事故したこと、事故につながるヒヤリハットしたことなどを必ず聞き取り、参加者とともに共有してください。                                      |
| 保障内容 | 通院・入院した場合の費用の支払いと領収書は必要ですか？             | 通院・入院した場合、治療終了後、支払額とは関係なく、保険会社が査定した保険金（通院 3 千円／回・入院 5 千円／日）が支払われます。治療費はご自分でお支払いください。領収書提出は必要ありません。<br>尚、治療費が 10 万円以上の場合は診断書が必要となります。 |
| 物損   | 行事中に他人の備品（カメラ、双眼鏡など）を壊した場合、保険の対象になりますか？ | 原則は、行事参加者が第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任義務を負った場合は保険の対象になります。<br>ケースにより保険の対象になる場合とならない場合があります。まずは事故状況を事務局に報告下さい。                                |
|      | 自分や家族のものを壊した場合も保険対象になりますか？              | 前項のとおり、第三者に損害を与えた場合は保険の対象になりますが、自分や家族のものは対象になりません。                                                                                   |
|      | 免責金額を負担するのですか？                          | 免責金額は 1 事故につき 5,000 円負担しなければなりません。                                                                                                   |
| その他  | ボランティア保険を契約しているのはどこの会社ですか？              | 2022 年度現在、保全協会がボランティア保険を契約しているのは、保険代理店のユナイテッド・インシュアランス(株)を通して三井住友海上火災保険株式会社です。                                                       |

以上